

第34回香川県環境審議会議事録

平成26年9月2日（火）

日 時	平成26年9月2日(火) 午後1時～午後2時25分		
場 所	県庁本館 12階 第1・第2会議室		
出席者	香川県環境審議会委員(24名)		
	委員	綾 婦 美 子	香川県商工会議所女性会連合会副会長
	委員	石 川 恭 子	高松リビング新聞社編集長
	委員	勝 浦 敬 子	NPOグリーンコンシューマー高松代表
	委員	久 米 川 啓	香川県医師会会長
	委員	坂 田 宏 志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授
	委員	白 井 章 江	NPOどんぐりネットワーク事務局長
	委員	新 見 治	香川大学教育学部教授
	委員	末 永 慶 寛	香川大学工学部教授
	委員	末 廣 喜代一	香川大学名誉教授
	委員	須 那 滋	香川県立保健医療大学教授
	委員	妹 尾 理 子	香川大学教育学部教授
	委員	竹 内 麗 子	香川県各種助成団体協議会会長
	委員	多 田 正 彦	香川県漁業協同組合連合会常務理事
	委員	辻 岡 宗 清	香川県猟友会代表理事
	委員	常 川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長
	委員	寺 林 優	香川大学工学部教授
	委員	中 須 純 子	香川県女性校長・教頭の会会長
	委員	中 山 幸 子	香川県薬剤師会副会長
	委員	増 田 拓 朗	香川大学名誉教授
	委員	松 本 夕 美	弁護士
	委員	三 野 八重子	香川県PTA連絡協議会事務局長
	委員	三 原 典 子	J A香川県女性部部長
	委員	矢 本 賢	日本野鳥の会香川県支部長
			事務局(19名)
	環境森林部	部長	川田 浩司
		次長	大山 智
	環境政策課	課長	秋山 俊次
		副課長	豊島 貴子
		課長補佐	白井 秀信

	<p>課長補佐 川田 昭子</p> <p>課長補佐 久保 雅紀雄</p> <p>副主幹 藤井 克昭</p> <p>主任 河内 由香</p> <p>環境管理課 課長 今雪 良智</p> <p>みどり保全課 課長 大石 泰輔</p> <p>課長補佐 高尾 勇一郎</p> <p>廃棄物対策課 課長 三好 謙一</p> <p>課長補佐 池田 浩史</p> <p>課長補佐 新名 英明</p> <p>みどり整備課 課長 杉山 綱敏</p> <p>課長補佐 穴吹 浩之</p> <p>副主幹 佐々木 敬介</p> <p>薬務感染症対策課 課長補佐 木内 達也</p>
欠席委員	<p>委員 大山 茂樹 香川県市長会会長</p> <p>委員 木村 薫 香川県森林組合連合会代表理事長</p> <p>委員 栗田 隆義 香川県町村会会長</p> <p>委員 原 直行 香川大学経済学部教授</p> <p>委員 山本 和雄 香川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長</p>
議 題	<p>(1) 会長選出等</p> <p>(2) 各種計画の概要等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県環境基本計画 ・香川県みどりの基本計画 ・香川県地球温暖化対策推進計画 ・香川県廃棄物処理計画 <p>(3) 報告事項</p> <p>部会における審議状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画部会 ・生活環境部会 ・自然環境部会 ・温泉部会

<p>配布資料</p>	<p>(1) 第34回香川県環境審議会（全体会）次第 (2) 第34回香川県環境審議会出席者名簿 (3) 資料1 香川県環境基本計画の概要 (4) 資料2 香川県みどりの基本計画の概要 (5) 資料3 香川県地球温暖化対策推進計画の概要 (6) 資料4 香川県廃棄物処理計画の概要 (7) 資料5 部会における審議状況について (8) 香川県環境基本計画 (9) 香川県みどりの基本計画 (10) 香川県地球温暖化対策推進計画 (11) 香川県廃棄物処理計画 (12) 香川県環境審議会委員所属部会一覧（案）※会議中に配布</p>
<p>会議録 署名委員</p>	<p>末永 慶寛 委員 須那 滋 委員</p>
<p>議事の概要</p>	<p>議題(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長は増田委員が選出された。 ・会長代理に金子委員が指名された。 ・計画部会長に増田委員、生活環境部会長に新見委員、自然環境部会長に金子委員、温泉部会長に松本委員が指名された。 <p>議題(2)について</p> <p>「香川県環境基本計画」、「香川県みどりの基本計画」、「香川県地球温暖化対策推進計画」及び「香川県廃棄物処理計画」の現行計画の概要及び施策の実施状況、評価について説明した。</p> <p>議題(3)について</p> <p>第33回環境審議会以降に開催された部会の開催及び会長が同意した部会の決議について、「計画部会」、「生活環境部会」、「自然環境部会」及び「温泉部会」より報告した。</p>

第34回 香川県環境審議会 議事概要

<p>司会 (豊島副課長)</p>	<p>お待たせいたしました。ただ今から、第34回香川県環境審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、川田環境森林部長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>川田部長</p>	<p>香川県環境森林部長の川田でございます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、この環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から環境森林行政の推進はもとより、県政各般にわたりまして、格別の御支援、御協力をいただいておりますこと、この場を借りて、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、今回、委員の就任依頼に際しまして、快くお引き受けいただきまして、それにつきましてもお礼申し上げます。</p> <p>さて、今回は、去る7月の委員改選後の初めての会議となり、また、今回、初めて委員になられている方もいらっしゃいますことから、最初に、私の方から当審議会の役割などを少し、お話しさせていただいたと思います。</p> <p>お手元に香川県環境審議会条例をお配りしておりますが、その第2条に定められておりますが、この審議会は、環境基本法や自然環境保全法に基づく審議会でございます。環境の保全に関する重要事項等を調査、審議していただくことを所掌事務として設置いたしております。</p> <p>審議会には、計画部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会という4つの部会がございまして、香川県環境審議会運営規程の別表に所掌事務が書いておりますが、今後は、それぞれの部会に分かれて、具体的な審議、議論をお願いすることとなっております。</p> <p>皆様方の2年の任期中には、県の環境に関する重要な計画が改定時期となっております。そのため特に、計画部会、自然環境部会を中心に、年明け位から、何度か、改定を含めた御審議をお願いすることになるかと思っております。また、来年度には、各種の計画の御審議をいただき、最終案に近いものを全体会で御審議いただく予定にしております。</p> <p>県では、これまでの取り組みを検証しつつ、県の環境に関する現状と課題を踏まえますとともに、委員の皆様方に御審議、御意見をいただきながら、より実効性のある新しい計画を策定して参りたいと考えております。ぜひとも、貴重な御意見、御提言をいただければと存じております。</p> <p>本日は、近く、色々な計画が改定作業に入るといふこともありまして、主な計画の概要について、内容や現状の数値がどうなっているかということをお説明させていただきたく思っております。</p> <p>また、環境も大きく変化しており、疑問点とか、こういう視点が大事だとか、貴重な御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p>

	<p>最後に、今後とも県の環境森林施策の推進に御協力いただきますよう、重ねてお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>今日は、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、申し遅れましたが、私は、環境政策課の豊島と申します。</p> <p>会長が選出されるまでの間、本日の会議の進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。机の上に本日の会議次第、それから出席者名簿、そして右肩に資料番号を書いておりますが、資料1から5、その横に香川県環境基本計画を含め4つの計画の冊子をお配りしています。皆さん、資料はお揃いでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日は、委員改選後、初めての審議会でありますことから、本来ならば、委員の皆様方の御紹介をすべきであります。時間の都合上出席者名簿の裏面に名簿を添付させていただいておりますので、この名簿での紹介にかえさせていただきたいと思います。</p> <p>また、本日は御都合により、香川県市長会会長の大山茂樹委員、香川県町村会会長の栗田隆義委員、香川大学経済学部教授の原直行委員、香川県森林組合連合会代表理事会長の木村薫委員、香川県公衆浴場業生活同業組合理事長の山本和雄委員が、御欠席でございます。</p> <p>なお、本日御出席いただいております委員は、29名中24名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております、委員の2分の1以上の出席という、開会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、次第3の議題に入らせていただきます。</p> <p>(1) の会長選出等のうち、まず、会長の選出についてお諮りいたします。</p> <p>環境審議会条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。</p>
<p>司会 (豊島副課長)</p>	<p>増田委員にお願いしたらと思います。増田委員は本県の環境行政に精通されておりますし、環境審議会の経験も長く、適任ではないかと思っております。</p>
<p>司会 (豊島副課長)</p>	<p>ただ今、松本委員から、増田委員さんという御発言がございましたが、他に御意見はございませんでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>増田委員を会長に選出するということで、御異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、増田委員、よろしいでしょうか。</p> <p>(増田委員了解)</p> <p>ありがとうございます。それでは、増田委員にも御了解をいただきましたの</p>

<p>増田会長</p>	<p>で、会長をお願いいたします。</p> <p>増田会長、会長席の方にお移りください。</p> <p>(増田会長着席)</p> <p>それでは、増田会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>増田でございます。会長に推薦いただき、皆様の御了解をいただけたということで、微力ではございますが、務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>この審議会は、川田部長さんからもお話がありましたように、香川県の環境に関する重要事項を調査、審議するために設置されたものでございます。</p> <p>特に、今回は、県の4つの大きな計画が28年度から新しく改定されるため、来年、検討に入るといいますので、皆様方にも活発な御意見、御審議に御協力いただければと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>司会 (豊島副課長)</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>環境審議会条例第7条第1項の規定により、審議会の会議は、会長が議長になると定められておりますので、ここからは、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>増田会長</p>	<p>それでは、私の方で議事を進行させていただきます。</p> <p>まず、会長代理の指名でございますが、環境審議会条例第5条第3項によりますと、会長代理は会長が指名することになっておりますので、恐縮ですが、私の方から指名させていただきます。会長代理は、金子委員にお願いしたいと思っております。自然環境部会長であり、私より長く環境審議会委員を務められており適任だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>次に、各部会の部会長及び委員の指名に移ります。</p> <p>環境審議会条例第6条第2項及び第3項によりまして、各部会の委員及び部会長は、会長が指名することと定められておりますが、皆様方全員を詳しく承知している訳ではございません。事務局の方で何か案がございましたらお示しいただけたらと思っております。</p> <p>(会長に事務局の案を手渡し)</p> <p>事務局にお作りいただいた案でよろしいと思っておりますので、今から名簿をお配りしたいと思います。事務局の方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(委員に案を配布)</p> <p>2つの部会をお願いしている方もおられますが、御確認いただけますでしょうか。御異議あるいは御意見はございますでしょうか。</p> <p>(異議、意見なし)</p> <p>それでは、皆さん、部会の委員をお願いします。</p> <p>それから、各部会の部会長でございますが、会長が指名するとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。</p>

	<p>生活環境部会長につきましては、新見委員さん、お願いします。生活環境部会長には、金子委員さん、温泉部会長には、松本委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>計画部会の部会長につきましては、従来から会長が務めるようになっているようですので、僭越ではございますが、私、増田が務めさせていただきたいと存じます。</p> <p>部会長はじめ委員の皆様方には、今後、それぞれの部会において審議していただくということで、特に来年、多忙になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局から傍聴希望者について、報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (豊島副課長)</p>	<p>当審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会時の決定事項として、原則公開しましたことから、本日の議事につきましても公開となります。</p> <p>本日の審議会の会議の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを御報告申し上げます。</p>
<p>増田会長</p>	<p>傍聴希望者はいないということでございます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、環境審議会運営規程第4条第2項に基づきまして、本日の会議録に署名いただく委員を指名させていただきます。</p> <p>末永委員さん、須那委員さん、お願いできますでしょうか。 (末永委員、須那委員了解)</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議題2の各種計画の概要等について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (秋山環境政策課長)</p>	<p>議題2の各種計画の概要等について御説明申し上げます。</p> <p>当審議会におきましては、香川県環境基本計画、香川県みどりの基本計画、香川県地球温暖化対策推進計画、香川県廃棄物処理計画の策定にあたりまして、調査、御審議いただきますことから、これらの計画の概要、施策の実施状況につきまして、御説明を申し上げます。</p> <p>なお、これらの計画につきましては、冒頭、部長の挨拶でも申し上げましたように、いずれも、平成23年10月に新たに策定又は見直しを行い、計画期間は5年間で、来年度が計画の最終年度となり、計画期間が終了いたしますので、新たな計画の策定につきまして、来年に入って諮問をさせていただいて、各部会で御審議をしていただく予定でございます。</p> <p>それでは、4計画につきまして、順次、担当課より御説明を申し上げます。</p> <p>環境基本計画についてでございますが、環境政策課の方から御説明を申し上げます。</p> <p>資料1の1ページをご覧ください。計画策定の趣旨でございますが、香川県</p>

環境基本計画は、県環境基本条例に定める基本理念に基づき、本県の環境行政のマスタープランとして、平成9年5月に策定したもので、その後、環境をめぐる社会経済情勢の変化等に対応するため、平成13年1月、平成18年3月と平成23年10月に5年毎の計画の見直しを行ってございます。基本的にはそこに書いてございますように、環境基本条例に定める環境理念に基づいて計画を策定するものでございます。2の計画の位置づけ・性格でございますが、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担うものでございまして、本県の環境保全に関する長期的な目標を掲げ、その達成に向けた施策の大綱を示したものでございます。3の計画の期間につきましては、平成23年度から27年度までの5年間の計画となっております。

2ページをお開き願います。4の計画の対象範囲といたしましては、地球環境、物質循環、自然環境、快適環境・生活環境分野の4分野を対象としておりまして、それぞれの項目について、対象としてございます。また、森林や身近なみどり等の自然環境保護に関するものにつきましては、後程、説明をさせていただきます、みどりの基本計画の方で取り扱ってございます。それから、5の環境の将来像と基本目標でございますが、この計画につきましては、県政運営の基本指針であります、せとうち田園都市香川創造プランの基本目標、せとうち田園都市の創造を環境の面から推進するものでございます。本県の健全で恵み豊かな環境を損なうことなく、経済の発展を図りながら、より良い地域社会を創り上げていくためには、物質の健全な循環と自然と人との共生が確保された社会を形成する必要があるということから、環境の将来像につきまして、循環と共生を基調とする持続可能な社会とし、5つの基本目標を掲げてございます。

3ページの6の施策体系をご覧いただければと思います。先程申し上げました、環境の将来像であります、循環と共生を基調とする持続可能な社会、これに向けた基本目標として、分野別の施策展開ということで、地球環境分野につきましては、温室効果ガスの排出量が削減された低炭素社会の構築、物質循環分野につきましては、資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築、それから、自然環境分野につきましては、豊かな自然の恵みを楽しむ自然共生社会の構築、快適環境・生活環境分野につきましては、健全な県土と良好な生活環境が保全された快適生活環境社会の確保、また、この4分野に共通する施策の展開ということで、すべての主体が環境に配慮し、行動する持続可能な社会の基盤づくりという基本目標を掲げております。計5つの基本目標を掲げて循環と共生を基調とする持続可能な社会の実現に向けて、施策を講じていくということでございます。

次ページをご覧いただければと思います。先程の4つの分野毎と各分野に共通する分野毎に、施策の方向性、それから具体的な施策を示したものでございます。これらの総合的な実施によりまして基本目標を達成していく計画となっております。

<p>事務局 (杉山みどり 整備課長)</p>	<p>なお、これらの施策の成果や取組状況を把握するために、平成22年度を基準として、平成27年度を目標とする環境指標を設定し、それに向けて各種施策に取り組んでございます。現在、計画期間の途中でございますが、環境指標の動向や施策の実施状況を基に、平成25年度の実績値で、計画の進捗状況を評価したものが5ページから6ページにお示ししているものでございます。環境基本計画に掲げた環境指標、数値目標一覧表でございます。区分と環境指標、単位、それから計画の基準年であります平成22年度を現況としまして、平成25年度までの状況を書いております。また、目標は平成27年度末の目標というような形で掲げてございます。進捗評価につきましては、AからDまでの4段階で評価してございます。Aは、25年度実績の進捗率が60%以上で、概ね順調に推移している、Bが進捗率が60%未満30%以上で順調ではないけれども、プラン策定時より一定程度進展しているもの、C評価が30%未満でございまして、順調ではないがプラン策定時よりは少し進展しているもの、D評価は、進捗率が0%以下で、プラン策定時、計画策定時から、進展をしていないという評価区分としてございます。この評価方法につきましては、後程説明をさせていただきます、他の3つの計画についても、同じような考え方で評価してございます。</p> <p>環境基本計画に掲げる5ページ、6ページの数値目標につきましては、内訳も含めまして、全体で68項目でございます。その内、A評価が41項目で全体の60%、B評価が10項目で全体の15%、C評価が3項目で全体の4%、D評価が14項目で全体の21%となっております。全体としては、概ね順調に推移しているという状況でございます。具体的な指標毎の評価、実施状況につきましては、時間の関係で省略させていただきます。なお、この68の数値目標の環境指数、数値目標の中に、PM2.5が入っておりませんが、これにつきましては、環境基本法に基づく大気汚染の環境基準としての告示、それから大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準に、微小粒子状物質に係る常時監視が追加されたことを受けまして、本県では、平成23年度末にPM2.5の測定装置を6台導入し、平成24年度から本格的に常時監視を開始した関係で、平成23年度の計画の策定時には、指標として掲げてはおりません。なお、PM2.5の常時監視につきましては、高濃度が予想される時は、注意喚起を行うとともに、県民に迅速に情報が伝わるように努めてまいりたいと考えております。現計画の環境指標としては、盛り込んでおりませんが、今後策定する計画には、環境指標として掲載していきたいと考えております。</p> <p>以上で、環境基本計画の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、香川県みどりの基本計画の概要につきまして、資料2により、御説明申し上げます。</p> <p>1ページをご覧ください。趣旨でございますけれども、香川県みどりの基本計画につきましては、平成18年に香川のみどりづくりの基本計画として策定</p>
---------------------------------	---

し、平成22年度までの5年間、みどりに関する諸施策を進めてまいりました。この間、本県では、人工林の多くを占めるヒノキ人工林が木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えるなど、森林をはじめとするみどりを取り巻く環境状況は変化してございます。

こうした情勢を踏まえまして、平成23年度に新たな香川づくりの指針でありますせとうち田園都市香川創造プランの基本指針に沿いまして、元気な森づくりと安心できるみどりづくりを基本目標とする香川県みどりの基本計画を策定したところでございます。

本計画の位置づけでございますけれども、みどり豊かでうおいのある県土づくり条例に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、自然環境の保全及び創出に関する分野におきましては、香川県環境基本条例に規定する環境の保全に関する基本的な計画でございます。計画期間は5年間で、対象とするみどりは、先程の条例の規定によりまして、樹木等の植物が生育する森林、農地、草地、その他これらに類する土地が形成する環境としております。

2ページをお開きください。計画の施策体系でございます。元気な森林づくりと安心できるみどりづくりを基本目標としまして、本県のみどりの課題や特徴に応じた施策を効果的に展開するため、森林、里地里山、まち、海辺・島しょ部の4つのエリアに区分し、エリア毎にそれぞれ基本目標と施策展開の基本方向を示し、各種施策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、森林エリアにつきましては、多様で健全な森林の整備・保全をエリアの基本目標としまして、森林の整備など、施策の項目を掲げ右欄にある施策展開の方向に向けて各種施策に取り組んでいるところでございます。

3ページをご覧ください。施策の成果や取組状況を把握するため、平成27年度を目標とする20の指標を設定してございます。

平成25年度の実績値で計画の進捗状況を評価したものを、各指標の右側に掲載してございます。評価の方法につきましては、先程、環境政策課長から説明があったとおり、同様でございます。

20の指標のうちA評価が森林整備面積など9指標ございます。B評価につきましてはフォレストマッチング参加団体数など5指標ございまして、A、B合わせまして20の指標のうち、14指標が概ね計画どおり進展しているものと考えております。なお、C評価は1指標、D指標が5指標となっております。これらにつきましては、今後、関係課とも連携して、目標達成に向けて各施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、香川県みどりの基本計画の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

事務局
(秋山環境政

続きまして、香川県地球温暖化対策推進計画の概要につきまして、説明させていただきます。

策課長)

資料3の1ページをお開き願います。計画策定の趣旨としましては、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画、それから、香川県生活環境の保全に関する条例に規定する地球温暖化対策に関する計画であり、かつ、香川県環境基本計画の施策を実施するための個別の計画でもございます。

本県では、平成18年3月に香川県地球温暖化対策推進計画を策定いたしまして、地球温暖化対策に取り組んできているところでございます。今後、県民や事業者、行政等が一体となって、省エネルギーの取組みや再生可能エネルギーの導入を一層推進する、それから、温室効果ガスの排出量が削減された低炭素社会を構築することを目的に、平成23年10月に現在の計画が策定されてございます。

計画の期間等でございますが、京都議定書の基準年である平成2年度を基準年として、平成23年度から27年度までの5年間の計画としてでございます。計画の対象とする温室効果ガスにつきましては、京都議定書で定められた二酸化炭素など6種類の温室効果ガスでございます。計画の基本目標でございますが、温室効果ガスの排出量が削減された低炭素社会の構築でございます。

2ページをご覧ください。温室効果ガス排出量の現状と削減目標についてでございます。温室効果ガスの排出量の現状についてでございますが、温室効果ガスの排出量につきましては、二酸化炭素の算定の基となります、都道府県別のエネルギー消費統計が約2年遅れとなる関係から、現状として、平成20年の状況を掲載してございます。本県の平成20年度における温室効果ガスの排出量はCO₂換算で810万9千tで、全国の排出量の0.63%を占めてございます。

下のグラフにございますように温室効果ガスの総排出量の推移は、基準年の平成2年度以降、2001年にかけて、ずっと増加傾向にあり、それ以降、2007年度までは、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいで推移してございます。2008年度の後半から急激な景気後退や暖冬の影響により、大きく減少してございまして、平成20年度につきましては京都議定書の基準年である平成2年度とほぼ同じ水準となっております。棒グラフにつきましては、温室効果ガスの種類別の排出量を表しておりまして、構成比では、二酸化炭素が全体の95.4%を占めるという状況となっております。

次の温室効果ガスの排出量の削減目標についてでございますが、計画検討時、国の中期目標が、国内対策で15%、国外対策で10%で達成するケースが有力視されてございまして、そのことを踏まえまして、県としても中期目標として、2020年、平成30年度までに温室効果ガス排出量を基準年、平成2年、1990年でございますが、比で15%削減し、689万4千tとし、短期目標として2015年、この計画の目標年度でございますが、平成27年度までに温室効果ガスの排出量を基準年比で8.8%削減するという目標を掲げております。以上の考え方をグラフにしたものが下のグラフでございます。

3ページをお開き願います。3ページの施策の展開、施策体系でございますが、基本目標でございます温室効果ガスの排出量が削減された低炭素社会の構築に向けて、省エネルギー行動等の促進、再生可能エネルギーの導入促進、森林整備と都市緑化の推進と大きく3つの施策体系で構成してございまして、それぞれ取り組むべき内容を記載しております。次の推進体制ですが、県民、事業者、国・県・市町等のすべての主体が相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを進めることとしてございます。進行管理につきましては、温室効果ガス排出実態を定期的に把握し、その達成状況を点検・評価しながら計画を推進するとともに、今後の国のエネルギー政策の見直し状況や社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととしてございます。温室効果ガスの排出状況の現状につきましては、大変お手数ですが、資料1の環境基本計画の5ページをご覧くださいと思います。1番上に区分として地球温暖化対策の推進がございまして、そのうち1の温室効果ガス排出量についてでございます。現況の平成22年度は、先程申し上げましたように、エネルギー消費統計の関係で2年遅れとなっております。平成22年度は、平成20年の状況を現況として掲載しております。平成20年度の排出量として、810万9千tに対して、直近のデータである2011年、平成23年度では暫定値ながら984万5千tぐらいまで上昇する見込みとなっております。割合にして21.4%増加する見込みということで、非常に厳しい状況となっております。これは、東日本大震災に伴い、平成23年度から原子力発電所が稼働していないために、CO₂の排出量の多い火力発電所への依存度が高くなったことから、電力のCO₂の排出係数、1kwの電力を供給するために排出したこととなるCO₂の量が排出係数でございますが、平成20年度が0.398であるのに対し、平成23年度は0.703となり、CO₂などの温室効果ガスの排出量が大きく増加したことによるものでございまして、評価としては、D評価となっております。

以上で、地球温暖化対策推進計画の概要説明を終わらせていただきます。

事務局
(三好廃棄物
対策課長)

香川県廃棄物処理計画につきまして、御説明申し上げます。

資料4の1ページをご覧ください。この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画といたしまして、また、環境基本計画やせとうち田園都市香川創造プランの部門計画として、本県の循環型社会の構築に向けました取組みを進める基本的方策として策定しているものでございます。

現行の計画ですけれども、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とし、27年度を目標年度としております。対象でございますけれども、廃棄物は大きく分けまして、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類されますけれども、廃棄物処理計画は、この両方を対象としております。

なお、一般廃棄物となりますし尿につきましては、平成27年度までを計画期間としております、香川県全県域生活排水処理構想の中で、合併処理浄化槽

等の生活排水処理対策の施設整備等の目標として掲げておきまして、そちらの方で取り組むこととしておりますので、し尿につきましては、この廃棄物処理計画の対象から外しております。

2ページをお開きください。廃棄物処理計画の数値目標を掲載してございます。現行計画におきましては、一般廃棄物と産業廃棄物別に総排出量、リサイクル率、最終処分量、また、一般廃棄物では1人1日あたり排出量の計7つの数値目標を設定しております。

直近の平成24年度の状況でございますが、一般廃棄物につきましては、総排出量は33万tで、前年度より約0.7万t減少しております、平成10年度以降、最も少ない量となっております。

リサイクル率は19.9%で、ここ数年横ばい傾向にございまして、目標の24%の達成は、非常に厳しい状況にあります。最終処分量につきましては、総排出量の減少もありまして、これまでで最少となっております。1日1人あたり排出量につきましても同様に減少しているという状況でございます。

次に2の産業廃棄物の方ですけれども、総排出量につきましては、平成21年度以降、微増傾向にございまして、平成24年度は243万tと、目標値を9万t上回っており、こちら達成が厳しい状況でございます。リサイクル率につきましては、年々上昇しております、69.9%と過去最高となり、目標達成まであと一歩ということでございます。リサイクル率の上昇の影響から産業廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いております、平成24年度は、18万7千tと過去最少となり、既に目標の20万tを下回るというような状況になっております。

これらの7つの指標につきましては、資料1の5ページの7番から13番までに、その進捗状況が記載されております。

評価別に紹介いたしますと、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物のリサイクル率、この3つにつきましては、数値目標を達成又は順調に推移しており、A評価になっております。一般廃棄物の総排出量、一般廃棄物の1人1日あたりの排出量につきましては、一定程度の進捗ということでB評価になっております。一般廃棄物のリサイクル率と産業廃棄物の総排出量が、平成21年度の数字と24年度の数字を見ていただきますと、リサイクル率については、これを上回った数字にならないといけないんですが、横ばい傾向の中で下回っている。それと11の産業廃棄物の総排出量につきましては、平成24年度実績が243万tということでD評価となっております。特にこれらの原因ですけれども、一般廃棄物の排出量につきましては、県民の減量化意識が定着しつつあるということに加えて、本県も人口減少に転換しているといったことなどから、近年、概ね目標に向け減少傾向にありますが、一般廃棄物のリサイクル率につきましては、近年横ばい傾向又は少し低下ということでございまして、今後、市町とも連携してその推進に努めてまいりたいと考えております。産業廃棄物の方ですが、産業廃棄物の総排出量は、D評価

	<p>ということでございましたが、総排出量につきましては、県内経済の動向や建設工事の事業量等に大きく左右される面がございまして、計画的な削減が難しい面がございまして、今後とも持続的な経済活動の発展に配慮しながら、排出事業者への啓発などにより、排出量の抑制に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料の4に戻っていただきまして、その3ページをご覧ください。廃棄物処理計画では、資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を基本目標に掲げまして、その実現に向け、3つの柱を設定し、施策を実施することとしております。</p> <p>廃棄物の発生抑制、リデュースの推進につきましては、県民、事業者への意識啓発とともに、県民の方に対する環境にやさしい消費行動の推進ですとか、事業者に対する指導の徹底などに取り組んでおります。</p> <p>次に、再使用、リユース、再生利用、リサイクルの推進につきましては、意識啓発のほか、容器包装リサイクルや家電リサイクル等、各種リサイクル制度の推進ですとか、制度の拡充に向けた国への要望活動、研究開発への支援やリサイクル製品の利用促進などに取り組んでいます。</p> <p>廃棄物の適正処理の推進につきましては、排出事業者、処理業者等の指導監督や適正処理に対する迅速かつ厳正な対応、PCB等処理困難廃棄物の適正処理、不法投棄対策の推進などに取り組んでおります。</p> <p>次に4ページをご覧ください。計画の推進でございます。この計画の推進は、県民、事業者、民間団体及び行政の各主体が適切な役割分担と責任のもとで、積極的な取り組みを行うことが必要と考えております。計画の推進は、このような状況で各種の施策に努めているところでございますけれども、来年度は、計画の最終年度となっておりますので、ただ今、御説明申し上げました他の計画と合わせまして、新たな計画案を作りまして、御審議いただきたいと考えております。</p> <p>香川県廃棄物処理計画の概要につきましては、以上でございます。</p>
増田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>4つの計画につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。</p>
妹尾委員	<p>廃棄物処理計画のところ、一般廃棄物のリサイクル率がDと非常に良くないということで、それがなぜなのかということが分からなかったのですが、その理由が分かっておられるのか、また、どのようなことが行われると改善されると考えておられるのか、教えていただければと思います。</p>
事務局 (三好廃棄物 対策課長)	<p>近年横ばい傾向にあるということで、現在、次期計画の策定に当たりまして、そのあたりの原因分析を進めており、今、これが一番大きい原因というような特定には至ってはおりませんが、いずれにしましても、次期計画策定の中で、</p>

川田部長	<p>各市町からヒアリング等を行い、分析を進めており、次の素案までには、そのあたりを御報告させていただきたいと考えております。</p> <p>補足いたしますけれども、一般廃棄物というのは、市町からのデータを基本としております。私は昨年度まで高松市の環境局長でありまして、香川県の数字の半分が高松市で、高松市においてもリサイクル率が下がってきております。その原因を分析すると、市町が把握しているデータは、ごみ焼却施設に集まるデータです。近年、ペットボトルとかトレイを回収するスーパーが増えてまいりまして、その数字をいくつかの店舗から集めると、かなりの量が集まっております。このため、統計上把握できない数字ができていないかと思っております。それが、一つの要因かと思っております。</p> <p>それと、実際のごみの中身ですが、家庭から出るごみ、一般廃棄物の中で多いのが、生ごみ部分と紙類が一番多いです。これらは、燃えるごみで出しますが、紙類につきましては、高松市の例ですけれども、リサイクルして分別する紙の量が、年々下がっております。紙の分別が不十分でないえ、新聞紙などの回収量はかなり落ちてきている。こういう一般廃棄物の原因については、先程課長も少し申し上げましたように、各市町で実際のデータを把握しているので、各市町毎に、自分のところがどういう状況なのかという分析をして、それに基づいて、対策をとることが重要です。次期計画に向けては、県でも各市町担当者とかかなり意見交換しておりますので、そういった中で、高松市も今年度から、雑紙回収をモデル的に始めており、そういう取組みが有効なのかなどは感じております。以上です。</p>
妹尾委員	<p>ありがとうございます。リサイクルの対象となっているものは何なんでしょうか。</p>
事務局 (三好廃棄物 対策課長)	<p>品目としては、10品目が対象となっております。市町によって全て行っているところとそうでないところがありますけれども、大きくは、ペットボトルとか缶です。</p>
妹尾委員	<p>今、うかがっていて、計算の仕方があるとか、そのあたりがはっきりしないままにDと評価して、本当にできていないというように結論付けてしまっているのかなと思いました。</p>
川田部長	<p>数字の把握上は、各市町のごみ焼却施設での数値しか把握できないため、ごみ焼却施設に集まった中で、先程言いました10品目、紙、ペットボトル、プラスチック製品だとか、そういった部分の量が、全体の回収の中で、どれくらい占めているかによって、リサイクル率を出しております。先程、私が申しましたように、スーパーで集めている数字については、市町で把握できませんの</p>

	<p>で、それを把握しようと思うと、各スーパーで分量を量ってもらって、市町が把握していくことになります。統計上の話にもなるんですが、スーパーによってその分量を量っているところと量っていないところがあり、手間だからそれをしてくれないところもあって、どの位把握できるかは不明ですけども、そういう数値については、できるだけ現状を正確につかむのが大事と考えておりますので、それに向けてどういう把握ができるか、検討してまいりたいと思っています。</p>
妹尾委員	<p>ありがとうございました。</p>
増田会長	<p>よろしいでしょうか。ほかに質問はございますでしょうか。</p>
須那委員	<p>リサイクル率ですが、この目標ぐらいが、今の全国水準ではないかと思えますけれども、それから比べますと、現状では低いわけなんですけれども、これは、先程言われたようなことが原因と考えられるのでしょうか。</p>
川田部長	<p>香川県の現状を言いますと、始めの方は全国より高かったんですけども、今は、全国が20.4、香川県が19.9ということで、若干下がってきました。その原因としては、固形燃料にするような施設を持っている県もでてきて、そういうところは、集めたごみのうち、リサイクル率が90%以上になっています。要は処理の方法も変わってきて、一部の自治体でかなり数値が上がってきたところもあって、全国的には、リサイクル率がかなり上がってきたんですけども、ここ1、2年は全国も横ばいになってきているのが現状でございます。</p> <p>数年前まで、香川県は、リサイクル率が非常に高かったんですけども、今、下がってきている現状もありますので、次の計画に向けて、先程お話ししましたD評価については、果たしてどういった施策が有効なのかは、この2年間、皆様方のお知恵を拝借して、検討してまいりたいと考えております。</p>
須那委員	<p>ありがとうございました。</p>
金子委員	<p>先程、古紙の話が出ていましたけれども、私、坂出市に住んでいますけれども、市が行っているのと、学校が定期的に行っているのがあるんです。</p> <p>そうすると、運動場に集めますので、結構な量が集まっているように思うんですが、もしかしたら、それがカウントされていないのでは。</p>
川田部長	<p>一般的に集団回収については、ほとんどの市町が数字をつかんでいると思います。集団回収以外に、新聞回収業の方が新聞を集めたりしている部分については、行政でもたぶん数字を把握できておりませんが、学校などで集めている</p>

	分については、ほとんどが数字を把握できていると思います。
金子委員	ありがとうございました。
増田会長	他に、何かありませんでしょうか。
勝浦委員	<p>買い物袋の持参率がA評価でしたが、全国的に言えば、とても悪いはずなんです。</p> <p>25年度は26.4%と高くなっていますが、これはたぶん有料化とかが影響していると思うんですが、今後、有料化も進んでくると思いますので、この20という目標はどうなのかと思います。</p>
事務局 (秋山環境政 策課長)	<p>15番の買い物袋持参率ですが、今おっしゃられたように、大手スーパーなどを中心に、有料化ということで、このような状況になっております。</p> <p>平成22年度の状況として、全国の状況を参考に、20%という割合を設定してございますけれども、新たな計画の策定におきましては、他県の状況や県内のスーパーの動向も踏まえて、御意見をいただきながら、適正な目標を設定してまいりたいと考えております。</p>
増田会長	他にございますでしょうか。細かいことですが、産業廃棄物の最終処分量ですが、資料1の方で見ますと、25年度、24年度の暫定値で19.9万tなんですが、資料の4では、18.7万tになっております。どちらの数字が正しいのでしょうか。
事務局 (三好廃棄物 対策課長)	すみません。資料4の18.7万tが正しい数字です。
増田会長	<p>今後は、数字が出てきますので、正確な数字でお願いします。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>現在までの進捗状況から、次期計画に向けてはどのような目標値が適切なのか、あるいは、どう対処しているかを踏まえて検討していくということだと思えますが、それに向けても御意見がありますでしょうか。</p>
末永委員	28番の藻場造成面積ですが、これは水産課からのデータでしょうか。
事務局 (秋山環境政	水産課からいただいた情報に基づく資料です。

策課長)	
増田会長	末永先生、何か他の情報をお持ちでしょうか。
末永委員	いえ、恐らくあまも場など海藻類を全て合わせた面積ですよ。
事務局 (今雪環境管 理課長)	そうです。
増田会長	先程、PM2.5の話がございまして、23年度から測定ということでしたが、資料1の6ページの浮遊粒子状物質の中には入っていないんですね。
事務局 (今雪環境管 理課長)	浮遊粒子状物質は、PM2.5より大きいものを対象としておりますので、これには入っておりません。
増田会長	ということは、PM2.5を入れなくてもDという低い評価ですので、さらに悪くなるということですか。現状としては、そうなってくるんですね。
川田部長	PM2.5という粒子状物質の環境基準を香川県では満たしておりません。特に黄砂の時期はかなり多いです。
増田会長	私は、PM2.5を除いた状況でも、D評価であると言っているわけです。
事務局 (今雪環境管 理課長)	浮遊粒子状物質につきましては、PM2.5を除いたものとしての評価ということですよ。
増田会長	PM2.5ももちろん重要ですけども、浮遊粒子状物質でも、きちんとしていけないといけないということで、発言させていただきました。 よろしいでしょうか。次回、来年から、次期計画の策定に向けて、御審議いただくこととなりますが、現在までの進捗状況で何か、御質問はございませんでしょうか。
坂田委員	鳥獣被害関係は、全国的にも深刻で、ここでは残念ながらDと判定せざるを得ない状況かと思いますが、これは、香川県だけではなくて、全国で、むしろほとんど悪化している都道府県の方が多いという状況だと思います。これが、あと残された時間で、今この時期、次の計画にも触れたお話しということでは

	<p>たので、実際、今までの状況を見ていると、5年間という短期間で、本当に目に見えて、被害がきれいに改善するということは、なかなか難しいかと思えます。ただ、それを目指さないといけないんですけれども、その中で、今、色々な努力をされて、被害は悪化したけれども、途中のステップが踏めているかどうか、例えば、柵を設置して、対策を進めてきた集落の割合が増えてきたかどうか、例えば、捕獲が必要な時に、その必要な捕獲のどれだけが進んできたのか、例えば、捕獲なら捕獲頭数が結果として残りますし、防護柵を張ったり、何らかの対策をしたら、その対策をしたという実績が出てくると思います。おそらくその細かい整備が積み重ねられて、ようやくその全体の被害が下がってきたという結果が、後になって出てくるというところだと思います。それで、この計画なのか、その下位計画の中で、決められるのかということは、選ばれたらいいと思いますけれども、その階段を登ってこないと、被害の減少は求められないですけれども、一つ一つの階段に関する目標設定をきちんと決められて、その階段を登っていくということが、普通かと思えます。例えば、みどりの基本計画なんかですと、整備箇所数ですとか、地道に踏めるステップというところの目標を立てられたらと思います。</p>
川田部長	<p>鳥獣被害は、委員御指摘のとおり、全国的な話があって、今年、鳥獣保護法という法律も改正され、保護するだけでなく、管理をしていこうというような法律に変わっております。県といたしましては、そのような改正を踏まえまして、今、委員御指摘のような一つ一つをどうしていくかについて、今後検討してまいりたいと思っておりますし、また、この計画とそれ以外の計画でも子細をどうするのかについて検討を始めようと思っておりますので、貴重な御意見、御提案などいただけたらと思っております。</p>
増田会長	<p>ありがとうございました。それでは、部会等を通じて、次の計画について、御意見、御提言などいただければと思います。</p> <p>次に、次第の3の報告事項に移らせていただきます。</p> <p>報告事項の部会における審議状況について、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局 (秋山環境政策課長)	<p>次第3の部会における審議状況について御説明申し上げます。</p> <p>環境審議会条例及び環境審議会運営規程の規定に基づきまして、部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができるとされておりまして、会長は、その同意をしたときは、審議会に報告することとされておりまして、環境審議会の全体会につきましては、平成24年9月6日開催の第33回環境審議会以降、今回の審議会まで開催されておりましたので、その間の部会の開催状況及び会長が同意した部会の決議について、御報告させていただくものでございます。</p>

<p>事務局 (今雪環境管理課長)</p>	<p>各部会毎に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料5の1ページでございますが、計画部会の審議状況について、御報告申し上げます。</p> <p>計画部会につきましては、第33回の環境審議会以降では、平成24年度に4回開催し、平成25年度及び平成26年度のこれまでの開催はございません。</p> <p>まず、平成24年9月6日開催の第35回計画部会及び平成24年9月27日開催の第36回計画部会につきましては、平成24年9月6日に諮問を受けました香川県環境影響評価条例の改正について、御審議をいただいたものでございます。平成23年4月に環境影響評価法が改正され、平成25年4月に完全施行されることに伴いまして、法との整合性を図る必要があることや、法施行後10年が経過し、施行後の課題や行政手続きのオンライン化など社会情勢の変化に対応するために改正を検討いただいたところでございます。</p> <p>平成24年10月10日開催の第37回計画部会につきましては、平成24年9月27日に諮問を受けました、豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画の変更につきまして、御審議をいただいたものでございまして、汚染土壌の処理方法に、セメント原料化方式を追加すること及び平成24年度までの支援対象事業費を増額するための実施計画の変更について御審議をいただき、異議ない旨の議決をいただきまして、会長の同意を得て、10月11日に知事に答申をしてございます。</p> <p>2ページをご覧ください。平成24年11月14日開催の第38回計画部会につきましては、第35回及び36回計画部会で御審議いただきました、香川県環境影響評価条例の改正についてと11月5日に諮問を受けました、豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画の変更につきまして、処理対象量の増加に伴う、処理期間の延長に関する実施計画の変更について御審議をいただいたものでございます。</p> <p>いずれも異議ない旨の御議決をいただきまして、会長の同意を得まして、11月14日に知事に答申をされたところでございます。</p> <p>計画部会につきましては、以上でございます。</p> <p>続きまして、生活環境部会につきまして、御報告させていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。昨年2月7日に開催いたしました、第17回生活環境部会では、1月29日付けで知事から諮問しておりました3件につきまして、御審議いただき、3月7日に異議はないと答申をいただいております。</p> <p>1つ目は、水質汚濁防止法に基づきまして、河川、海域、地下水などの水質を国、県、市町が常時監視するために、平成25年度の水質測定計画を諮問しているものでございます。</p> <p>2つ目は、指定されております環境基準の類型よりも上位の基準を満たしている河川につきまして改善状況を踏まえ、類型の見直しを行ったものでございます。</p>
---------------------------	--

<p>事務局 (大石みどり 保全課長)</p>	<p>3つ目は、水質汚濁防止法の改正で追加されました有害物質につきまして、これに対応するため、条例の規定を整備したものでございます。</p> <p>今年の3月6日に開催いたしました第18回生活環境部会につきましては、2月27日付けで知事から諮問がありました2件につきまして、御審議いただき、3月24日に異議はないと答申をいただいております。</p> <p>1つ目は、前回と同じく、水質測定 of 平成26年度の計画でございます。</p> <p>2つ目も、同じく河川の水質改善状況を踏まえ、類型指定の見直しとなっております。</p> <p>また、PM2.5の大気汚染常時監視の状況につきましても、御報告させていただいたところでございます。</p> <p>以上で、生活環境部会の開催状況の説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、4ページをお開きください。自然環境部会の開催状況について御報告いたします。</p> <p>自然環境部会は、25年度に1回、平成25年8月20日に開催しております。</p> <p>諮問しました事項につきましては、小豆島一円におけるニホンジカの捕獲禁止についてでございますが、本県では小豆島一円のニホンジカについては、県民獣としての保護及び寒霞渓を中心とした観光地としての小豆島の特殊性などの観点から従来より狩猟による捕獲を禁止する一方で、地元2町により計画的な有害鳥獣捕獲を積極的に実施してきております。そういう中で、24年度の生息調査、モニタリング調査の結果によりますと、一定生息数を抑制できたというような結果がでておまして、そういう中で、依然として孤立した小豆島の個体群であることには、変わりなく、狩猟による捕獲を解禁すれば、多くの狩猟者が小豆島に集中し、乱獲や狩猟事故が懸念され、近い将来、再び、絶滅の危機に瀕してしまう恐れがあるということで、引き続き、ニホンジカの捕獲禁止をすることにつきましては、異議がないという答申をいただいております。以上でございます。</p>
<p>事務局 (木内薬務感 染症対策課課 長補佐)</p>	<p>温泉部会の審議状況について御報告いたします。</p> <p>温泉部会では、温泉法第3条及び第11条に基づく温泉の掘削及び動力装置の申請があった場合に、同法第32条の規定により、知事から諮問を受けた案件につきまして、主に温泉源保護の観点から許可の適否につきまして審議を行っております。</p> <p>部会の開催状況につきましては、資料の5ページをご覧くださいと思います。平成24年度につきましては、申請がございませんでしたので、温泉部会は開催しておりません。</p> <p>平成25年度につきましては、8月に第1回、2月に第2回の温泉部会を開催しております。内容につきましては、平成25年度第1回温泉部会では、8</p>

